



全国宅地建物取引業厚生年金基金加入のご案内

全国宅地建物取引業厚生年金基金は不動産業界で働く人々の老後生活の安定と福祉の向上を図る目的で、平成5年4月1日(社)全国宅地建物取引業協会連合会を設立母体として設立されました。

厚生年金基金制度は、国の厚生年金保険の一部を国に代わって運用するとともに安定的な年金の支給を実施し、また、基金独自の年金や一時金の給付を上乗せ支給する制度です。

以下に、加入のメリットや制度概要を簡単に掲載させていただきますので、是非ご加入を検討して下さい。

重要 社会保険適用事業所以外は加入できません。

厚生年金基金加入のメリット

事業主

①退職金の保全と事前準備

基金に加入すると「賃金の支払の確保等に関する法律」による**退職金の社外保全措置が免除**されます。

年々増大する退職金を事前に準備でき、毎月の資金負担で無理なく行えます。

②税法上の優遇

事業主が負担する掛金は、**全額損金算入扱い**になりますので、実質の負担増は掛金の約半分ですみます。

③経営者(事業主)も加入できる

税制適格年金では経営者の加入を認めていませんが、基金の場合は厚生年金保険の被保険者であれば、**経営者も加入できます**。

④企業のイメージアップ

基金加入により従業員の福利厚生がより充実しますので、**企業のイメージアップ**になり有能な人材の確保と定着につながります。

従業員

①同じ負担でより多い年金額が

基金に加入した従業員は、今までと同じ負担で将来厚生年金保険だけよりも多い年金額(加入員期間に応じた)を受けられます。

②1か月の加入員期間でも年金が受けられる

国の年金は、原則として25年の加入期間がなければ受けられませんが、基金の年金(基本年金)は加入員期間が1ヵ月以上あれば、それに応じて受けられます。

③退職、死亡時には一時金が受けられる

加入員期間3年以上の人が退職したり、万一死亡した場合、退職一時金や遺族一時金が受けられます。

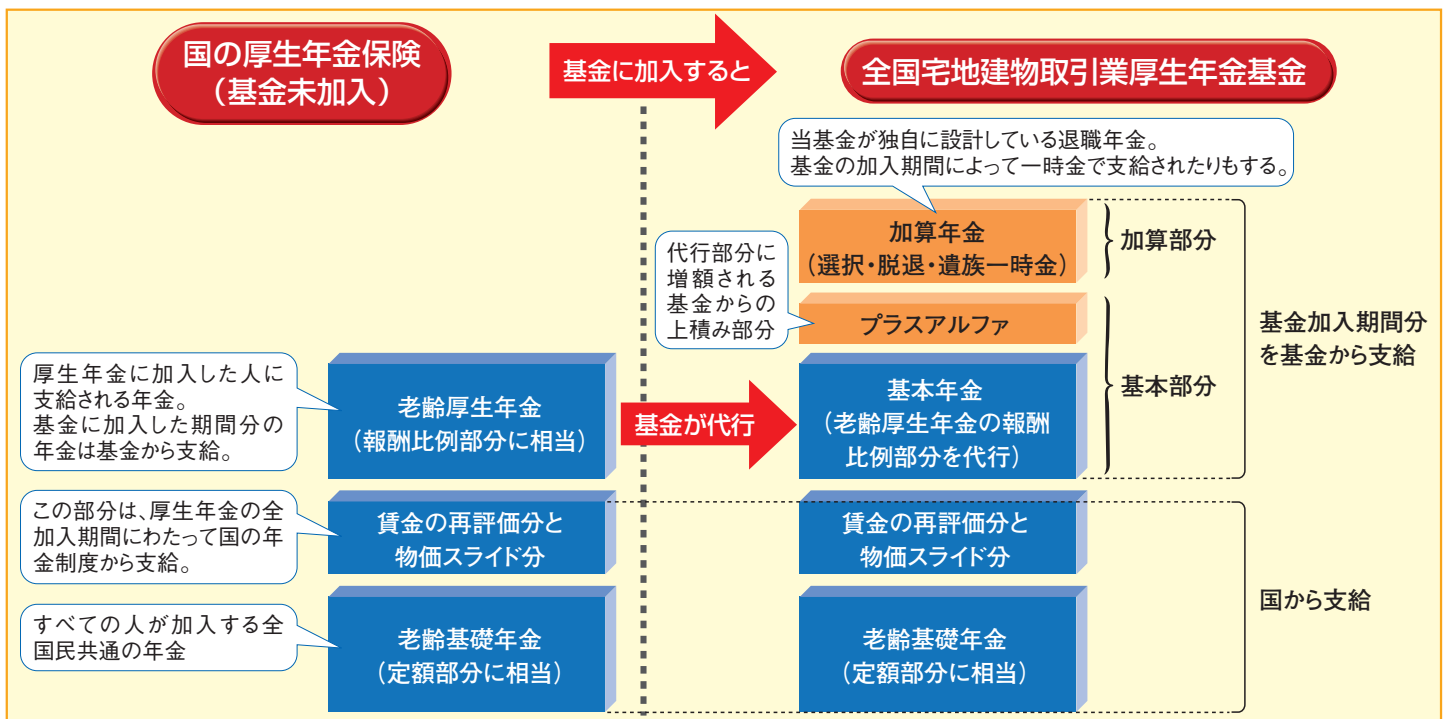
④老後保障の充実

当基金の年金は、生涯財産として終身給付です(加算年金は15年保証付終身)。また、加算年金に代えて一時金を選択することもできます。

基金の給付のしくみ

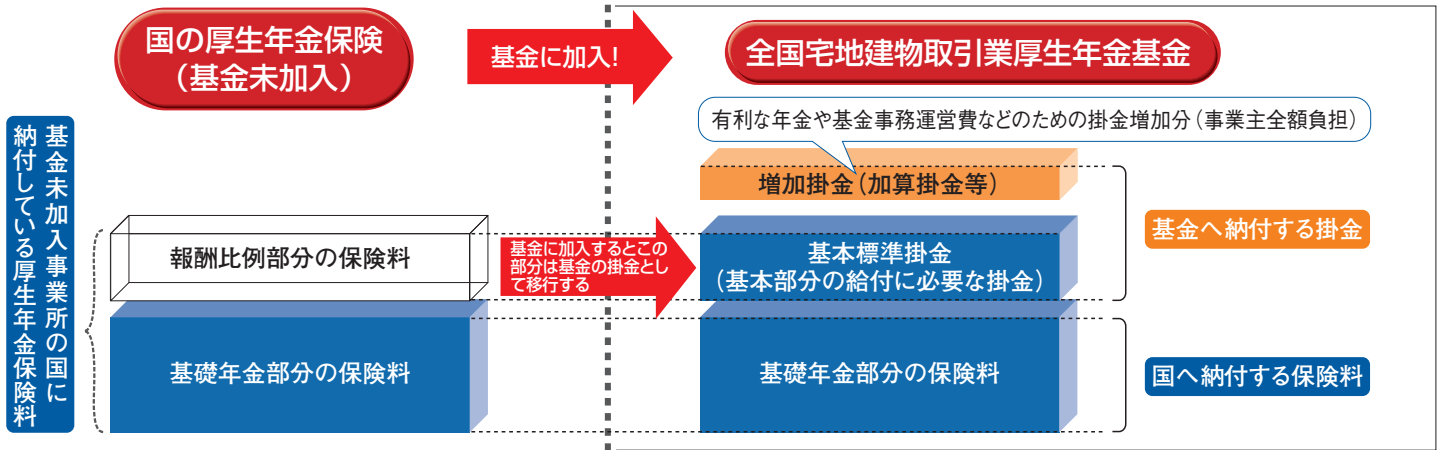
基金は国が行っている厚生年金保険の一部である報酬比例部分を国に代わって基金独自で運営し、将来の年金を支給するとともに、さらに基金独自の加算年金・一時金を上乗せして支給します。

- 基金の給付には、基本部分(終身年金)と加算部分(終身年金または一時金)があります。
- 基本部分は国に代わって行う代行給付が終身年金として支給されます。
- 加算部分からは退職金準備制度等の役割をはたす基金独自の終身年金・一時金が支給されます。



基金加入後の掛金について

- 基金に加入されますと、今まで社会保険事務所(国)に納めていた厚生年金保険料が一部免除されます。
- その免除された分は基金へ掛金として納めていただくことになります。
- 基金ではそのほかに年金・一時金の上積み分の掛金や基金運営費など(全額事業主負担)を納めていただくこととなり、基金に加入することにより事業主の負担は増えますが、従業員の方の負担は変わりありません。



※基金の掛金も国と同一の標準報酬月額を基準として計算されます。

掛金負担割合・増加掛金内訳につきましては、当基金ホームページをご覧ください。

<http://www.zentaku.or.jp/kikin/>

基金から受けられる年金・一時金

■基金には次のような給付があります。

		条 件	内 容
基本部分	基本年金	●加入員期間1カ月以上で退職したとき	●60歳または60歳以上の退職時から終身、年金を支給 ●65歳未満の在職中は給料に応じて調整した年金を支給
	加算年金	●加入員期間10年以上で退職したとき	●60歳または60歳以上の退職時から終身、年金を支給(15年保証付)
加算部分	脱退一時金	●加入員期間3年以上10年未満で退職したとき	●退職(脱退)時に一時金で支給 ●年金化しても受給可能(基本加算年金)
	遺族一時金	●加入員期間3年以上で在職中に死亡したとき ●加算年金受給資格者が受給前に死亡したとき ●加算年金受給者が死亡したとき	●死亡時に遺族に一時金を支給(年金受給者・待期者は15年保証付)
	選択一時金	●加入員期間10年以上の人が加算年金に代えて一時金を希望したとき	●加算年金を一時金で支給

基金の福祉施設事業

結婚祝金


- 支給要件…加入員期間が1カ月以上の加入員が婚姻したとき、もしくは加入員期間が1カ月以上の加入員であった方が、その資格を失ってから3カ月以内に婚姻したときに支給されます。
- 支給額…10,000円

死亡弔慰金

- 支給要件…加入員及び退職年金受給者が死亡したとき、その遺族の方に支給されます。
- 支給額…加入員期間1年以上の方
 - 30,000円
 - 加入員期間1カ月以上1年未満の方 →10,000円
 - 退職年金受給者 →10,000円

基金ご加入の手続き

加入手続きの詳細についてはホームページを参照して下さい。また基金についての問い合わせや加入申込は下記基金事務局までお申し付け下さい。

 **全国宅地建物取引業厚生年金基金** 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3(全宅連会館5階)
 TEL.03-3865-6321 FAX.03-3865-6361 [ホームページアドレス http://www.zentaku.or.jp/kikin/](http://www.zentaku.or.jp/kikin/)